

1. 令和6年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和6年6月28日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程3 議案第67号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程4 議案第68号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第69号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第70号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程8 議案第76号 字の区域の変更について
- 日程9 請願第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について

2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程9まで
- 日程10 議案第81号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程11 議案第82号 物品売買契約の締結について（大型スクールバス購入）
- 日程12 議発第9号 議会改革特別委員会の設置について
- 日程13 議選任第6号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程14 議発第10号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程15 議発第11号 議員派遣について
- 日程16 議報告第7号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ

13番	田 中 義 久	14番	蓑 島 もとみ
15番	森 藤 文 男	16番	原 喜与美
17番	野 田 かつひこ	18番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 任	荻 本 恵		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

まず、会議に先立ちまして、傍聴されている皆様、また議員各位、また執行部の皆様におかれましては、携帯電話をお持ちであれば、いま一度電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただくように御配慮をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、6月10日開会以来、それぞれ出務御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることができました。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。

なお、報道のため撮影を許可していますので、お願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 蓑島もとみ議員、16番 原喜与美議員を指名いたします。

◎議案第66号から議案第71号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程2、議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定についてから、日程7、議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました6議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、令和6年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、令和6年6月21日開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

最初に、議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

市長公室長から、副市長を2人体制とすること及び厳しい市財政に鑑み、市長及び副市長の給料月額の一定割合の減額するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、前市長と前副市長の減額割合について質問があり、前市長は10%、前副市長は5%の減額であったとの説明がありました。

減額割合を増とした理由について質問があり、副市長2人体制により人件費が増えることから、前市長と同じ減額割合では少ないと考えたこと、また増加する副市長1人分の人件費を給料の減額のみで賄うことを考えたが、それは常識的ではないとの助言等を受け、市長は20%、副市長は15%の減額としたとの説明がありました。

新体制で市長、副市長とも公務に邁進されており、減額する必要はないと考えるが、減額分を何かに使用する考えはあるのかと質問があり、一般財源からの支出が減るものであり、特段の使途はないとの説明がありました。

1期4年間を通して減額するのではなく、2年後に財政状況を鑑みて条例を改正することは考えられないかとの質問があり、1期4年の評価を4年後の選挙で受けるものであり、途中の2年で変更することは考えられない、また給料の減額は条例で任期までと定められていることから途中で変更することはできないが、その後については市民や議会の意見を踏まえて判断していく必要があるとの説明がありました。まずは、この4年間一生懸命取り組まれて、どれだけの成果を出すことができるかということが重要だが、山川市政が20%の給料の減額から始まることとなり、トップの給料の減額によって職員の士気にも影響が出ることを心配する。このことを踏まえて、10%の減額ではなく20%の減額とする理由について再度質問があり、副市長の2人体制を打ち出し、市民の理解をいただく必要がある中で、新たな郡上市をつくっていくための決意が20%の減額ということで、副市長の減額と併せて認めていただきたいとの説明がありました。

また、相応の給料でその分頑張ってもらうことが大切であり、悪いことをしたわけでもないのにトップが給料を減額すると職員の士気が下がるということでもあり、今回の減額は認め難いところもある。選挙で選ばれた者の責任として、金額ではなく存分に頑張ってもらうことが大切であると思うとの意見があり、給料の減額によって財政難を解決するものではないかもしれないが、今回の減額は決意として受け止めていただき、4年後に郡上市が大きく前に進んだと評価をいただければ、その際には適正な給料としていきたいとの説明がありました。

給料の減額による削減額について質問があり、給料、手当、共済費の合計で市長は約250万円、副市長は約310万円であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第67号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

市長公室長から、副市長を2人体制とすること及び厳しい市財政に鑑み、教育長の給料月額の一割を減額するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、教育長の給料が減額になった理由について質問があり、教育行政の独立

性については承知しているが、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することから、教育長に同じ決意を持って業務に当たってほしいということを説明し、減額について了解を得られたため10%の減額としたとの説明がありました。

これまでの5%の減額ではなく10%の減額とした理由について質問があり、教育長は前市長のときから継続してお務めいただいているが、市長が交代して郡上市が変わる節目であることを伝え、減額についてお願いし、了解を得られたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第68号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、本市の区域外の地域において災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員に手当を支給するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、支給額の妥当性について質問があり、国家公務員の手当と同額としており、1日1,080円、深夜の場合1,620円であるとの説明がありました。

深夜の時間帯及び勤務時間が昼間と深夜をまたいだ場合の取扱いについて質問があり、22時から翌日5時までが深夜の時間帯であり、主たる勤務時間が昼間であるか深夜であるかによって、どちらかの金額を適用するか判断するとの説明がありました。

災害地派遣手当とは別に時間外勤務手当は支給されるのかとの質問があり、災害地派遣手当のほか、時間外勤務手当を支給しており、災害復旧等の作業に従事した日数に応じ日額旅費を支給しているとの説明がありました。

国では以前から同様の手当が設けられていたのか、また災害派遣手当はどのような場合に支給されるのかとの質問があり、国では以前から災害地派遣手当と同様の内容で災害応急等作業手当が規定されており、国からの避難所運営や罹災証明の発行等についても支給の対象とする旨の通知があったことから、本市として新たに制定するものである。災害派遣手当は、災害地から派遣要請を受けて派遣に行った場合に支給するものであるとの説明がありました。

災害地派遣手当の支給など災害地派遣に係る人件費は、国による費用負担はあるのかとの質問があり、国・県負担金として措置されているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第69号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、消防作業従事者等の対象者をどのように把握するのかとの質問があり、消防作業従事者は民間人のことであり、善意によって消火作業に従事したことにより負傷された場

合等に補償の対象となるが、把握は本人、家族、その他第三者からの報告によるものとなる。万が一負傷された場合は、消防本部、消防団宛てに申告していただき、消防団等公務災害補償等共済基金に申請を行う。大規模災害が発生した場合は消防本部だけでは把握が難しいため、本制度についてホームページ等を通じ市民に周知していくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年6月28日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 令和6年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例関係2議案につきまして、令和6年6月25日開催の文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第70号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、当分の間は経過措置があるとのことで、市内には地域型保育事業がないため、あまり関係しないかもしれないが、仮にどこかの事業者が申請された場合、改正後の職員配置基準を実施するよう指導ができるかとの質問があり、現在市内では保育士不足が大きな課題となっている。改正後の基準を厳格に適用しようとする場合、運営に非常に苦慮される保育所が出るのが想定される。保育士の確保に力を入れる必要があるが、現段階では経過措置がある以上、市として強く指導していく予定はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

健康福祉部長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の施行に伴い、所要の規定を整理するための変更であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和6年6月28日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 本田
教治。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について、委員長の報告に対する質
疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第66号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、
採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ
いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定
をいたしました。

議案第67号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について、委員長の報告に対する質
疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、議案第67号に対する討論の通告がありますので、発言を許可しま
す。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田かつひこでございます。

議案第67号に対して、反対の立場から討論を申し上げます。

今回の山川市長の門出に対して、2回目の反対を申し上げるんですが、いささか私も心のうちで
は本当は晴れやかに送り出したいところではありますが、でも否は否として、きちっと表明をして
おきたいということで反対を申し上げます。

前回、議案説明のところで質疑を若干いたしまして、質疑を越えて討論に立ち入ったのかなと私
は反省をしておりますが、ほぼ内容はそういう前回申し上げた内容ですが、ただ、今回ちょっと私
つけ加えて申し上げたいことは、御承知のように、そもそも論になって申し訳ないんですが、戦前、

戦中、日本の学校教育は徹底して軍国体制に奉仕させられたといいますが、その枠に組み込まれて、あの悲惨な戦争を遂行する大きな力を期待され、そのように実行されてきたわけです。そのいきさつは皆さんよく御存じのことだと思います。

戦後、あの状況を厳しく日本国民は反省をして、そして再び学校がこういう他の圧力によって介入されることのないように、教育の独立性を非常に強く打ち出しておりました。

これは戦後間もない頃、教育委員会は選挙でやっておった。我々議員と同じように選挙をやっておった。これは早々に任命制に変えられました。もう一つ大事な点は、この前も議論にありましたけれども、教育長の選任は教育委員会が行っておった。市長ではなかった。これも教育の独立性を保つためには非常に大事なシステムでした。ところが、正確ではないかもしれませんが、今から七、八年、九年ぐらい前ですかね、市長の任命制に変わったわけです。だんだん徐々に戦前の体制に戻りつつあるんです。教育の独立性が石垣をほじくるように奪われつつあると私は思っておるんです。またそういう多くの議論もございます。ですから、やっぱりこれは石垣をほじくられないように、折に際して、それこそ立ち止まっていいかな、これでいいやろうか、これを確認する必要があると私は思います。

そういう観点で今回のこの教育長の給料の減額は、かなり大きな問題があると私は思うわけであります。

そもそも、教育長の地位やあるいは身分、給料に関しては独立して定めてあります。市長、副市長と一体として、三役でまとめてそういう条例はないわけですよ。独立しているんです。ですから、これはやっぱり給料の額も、その身分や地位も、教育長は別格のものとして、市長、副市長とは直接の連動ではないものとして考える必要がある。

そう考えると、今回の減額の理由が2つございました。1つは、2人副市長にするというから、その決意のほどを表したいと、これは私、それでいいと思います。だから66号の議案については異議はございません。

ところが、もう一個は市の財政が厳しいがゆえにと、これについてはもう既に5%の減額を実施しております。経過の中でこれは明らかであります。ですから、今回それを10%にするということは、副市長を2人体制にするがゆえの処置でありますから、私はこの2人体制への連動は教育長には及ぼすべきではないという考え方であります。これは、現教育長が任命されるときにはそういう条件の下で任命されてきているんです。それを市長のほうからのお願いで変えていただくことは、これはやっぱり不当な介入にあたると思うんです。これが我々市長、副市長はこういうふうに減額しますというだけで、そこへ教育長が、じゃあ私も入れてくださいとおっしゃるんなら、私は何も申し上げません。そうではないんです。この前も委員会で説明があったように、副市長を介して教育長にお願いしている。お願いされたほうは、これはお断りできません、現実的に。これを介入と

言うんですよ。そういう理由で、私はこの議案には賛成できません。反対いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ただいま原案に反対の討論でしたが、原案に賛成の討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 1 番 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） 1 番 北山です。

議案第67号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定についての賛成の討論をさせていただきます。

先ほど、総務常任委員長の説明と一部重複はいたしますが、先般の委員会にてこの教育長の給料に関する条例の見直しについては各委員から様々な意見がございました。その中の賛成理由として、まず今回の見直しが教育への直接的な介入ではないということ、そして教育長は前市長のときに法改正がなされ、教育長は市長が選任するとされている。このことについては議会でも認められているといった大前提がございます。このことから、市長、副市長、教育長は同じ執行部であると捉えているとお考えをお聞きました。

この改正される条例の内容については、市長から説明を受けた教育長も見直しを了解されておられること、また同じ決意を持ってこの郡上市の改革の業務に臨んでいくということについても同意をされておられるという観点から、この条例の見直しについて、市長をはじめとする執行部の強い思いがあるということを議会としても見守っていきたい、このような観点から、議案第67号については賛成したいと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） そのほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

この採決は起立により行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり、原案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森藤文男） 起立多数。起立多数でありますので、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

御着席ください。

議案第68号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の

報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第68号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第69号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第69号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第70号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第70号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第71号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第76号について（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程8、議案第76号 字の区域の変更についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和6年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和6年6月24日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

その他議案、議案第76号 字の区域の変更について。

建設部長から、数人共同施行土地改良事業（小久須見地区）の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、水路をまたぐように字界が入るということは、現況と公図が合わないということかとの質問があり、現在は現形図で作業が進んでいるため、現況と公図が合わないが、字の区域を変更した後に土地改良事業の認可等の手続を経て土地の換地が確定し、新たな区画図面が整理されることになるとの説明がありました。

水路区域についての質問があり、現状では水路区域内に字が混在してしまうため、字界の整理を行うものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年6月28日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第76号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程9、請願第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 文教民生常任委員会報告をいたします。

令和6年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和6年6月19日及び6月25日開催の文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第1号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について。

紹介議員から、日本の介護報酬は低く、統計の仕方によって異なってくると思うが、全産業の賃金水準に比べて月額約6万円の差があると言われている。郡上市のような地域では、零細事業所に

おける経営は本当に大変で、人材が集まらないことも多い。厚生労働省は、訪問介護費の引下げについて、他の介護事業所よりももうかっているからという理由で断行したが、本来であれば引き下げるのではなく、高いほうに合わせて引き上げるべきではないか。また、訪問介護費を引き下げても処遇改善加算というものがあり、幾つかの条件を満たせば加算するためカバーできるとしているが、その条件は郡上市の事業所においては難しく諦めなければならない現状もある。

こうした状況の中で、郡上の老後の介護を担う方々を応援していくためにも、引下げは元に戻して、労働に対する手当を増やすよう、訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を国に提出することを求める請願であるとの説明がありました。

請願者から、今回の訪問介護費の引下げは、大規模事業所よりも小規模零細事業所が非常に大きな影響を受けている。事業所そのものの運営が厳しい状況の中、このままいけば地域で暮らす独居や要介護の方、その家族の方の介護崩壊や家庭崩壊につながる可能性が高いことを懸念している。郡上市民の福祉向上や事業所の安定的な運営ができるよう、意見書の提出を決議していただくための請願であるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、インフレ下においてしっかりとした介護報酬が出るようにしなければならないと思うが、介護報酬の決定に関わる社会保障審議会の介護給付分科会での審議の結果、この改正となったことも事実である。この審議会には専門家の方も審議委員として入っており、もう少し会議の経緯を研究したいと思うとの意見がありました。

また、確かに郡上市はサービスを提供するには大変な地域で、零細企業が訪問介護を続けることは今後不可能になることも考えられるため、解決策を真剣に考える必要があると思うが、介護報酬が一、二%上がったところで解決できないのではないかと。介護報酬を引き上げるための財源について、介護保険料あるいは税金を増やすのか、簡単な議論ではないため、もう少し勉強したいと思うとの意見がありました。

また、実際に市内の事業所を訪問し、人材不足や利用者の減少などで経営が厳しい状況という話を伺ったが、もう少し郡上市内の実態や現場の従業員や経営者の意見を把握して研究する必要があるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件は継続審査を要することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和6年6月28日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員長 本田教治。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第1号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を継続審査とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（森藤文男） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議案第81号 和解及び損害賠償の額の決定についてから、議報告第7号 諸般の報告について（委員派遣の承認）までの7議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第81号から議報告第7号までの7議案を日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、お願いをいたします。

◎議案第81号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） ただいま日程に追加をいたしました日程10、議案第81号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

蓑島国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（蓑島康史） それでは、説明をさせていただきます。

議案第81号 和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月28日提出、郡上市長 山川弘保。

損害賠償による和解の内容でございますが、令和6年1月24日午後0時55分ごろ、国保白鳥病院職員が出前講座のため郡上市白鳥町中西地内の県道鮎立恩地線を公用車で移動中、積雪によるスリップによりガードケーブルに衝突し、ケーブル及び支柱の取り替えが必要になったため、市は示談により工事費用負担等に対する損害を賠償するものです。

なお、市の過失割合は100%です。

損害賠償の相手方につきましては記載のとおりでございます。

損害賠償の額は174万7,900円です。

今後はこのような事故が発生しないよう、公用車を運転する全ての職員に対しまして、交通法令の遵守と安全運転の励行についての注意喚起を図り、再発防止に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第81号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第82号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程11、議案第82号 物品売買契約の締結について（大型スクールバス購入）を議題といたします。

説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第82号 物品売買契約の締結について（大型スクールバスの購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月28日提出、郡上市長 山川弘保。

1、契約の目的、大型スクールバスの購入。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1,843万8,750円。

4、契約の相手方、郡上市大和町徳永435番地3、株式会社ヤノハラオートライン、代表取締役、矢野原寿宏。

5、納入場所、郡上市大和町徳永585番地、郡上市役所大和振興事務所。

6、物品の内容、大型スクールバス1台。

おめくりいただきますと、資料を添付させていただいております。

今ほど説明しましたことは省略し、説明をさせていただきます。

納入期限でございますが、令和7年3月21日でございます。

物品の内容でございますが、大型スクールバス1台。

車両の仕様でございますが、エンジン形式については軽油、総排気量5.123リッターでございます。乗車人員が45名。安全装置につきましてはドライブレコーダーほか記載の内容の装備でございます。

次におめくりいただきますと、入札結果を載せさせていただいております。こちらにつきましては、物品等のマイクロバスに指名登録のあります市内全社を選定し、指名競争入札をしたものでございます。

入札結果につきましては記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第82号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第9号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程12、議発第9号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読してもらいます。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） 議発第9号 議会改革特別委員会の設置について。

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

令和6年6月28日提出、提出者、郡上市議会運営委員会委員長 清水敏夫。郡上市議会議長 森藤文男様。

- 1、名称、議会改革特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条第4項及び郡上市議会委員会条例第6条。
- 3、目的、議会改革に関する調査研究。
- 4、委員の定数、8人。
- 5、調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中も継続し調査を行う。

以上でございます。

○議長（森藤文男） では、提出者の説明を求めます。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） それでは、議会改革特別委員会の設置についての若干の補足をさせていただきますというふうに思います。

この件につきましては、過去にも議会改選が行われますと、その都度必要に応じて目的があれば議会改革特別委員会というものを設置しておりまして、近いところでは平成2年にも設置をさせていただいております。

過去の例を言いますと、特に初めの段階ではやっぱり議員定数が30名を21名にしたり、あるいは18名にするまでの段階の中では議会改革もその審議をしまいましたが、今回はまず新しくまた議員の方も替わられたということもありまして、若干背景を申し上げますと、総論で言いますが、地方分権がやっぱり進展をする中で、二元代表制の下に地方議会の果たす役割は重要性を増してきております。議会活動の充実あるいは強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一番求められてまいりました。

郡上市議会では、今回より一層市民の負託に応えるため、また市民の生活の向上と民主政治の発展に寄与するために、これからの本市議会の在り方など、議会改革に関する調査研究を目的に議会改革特別委員会を設置することにいたしました。

なお、本委員会につきましては、おおよそ次のようなことが検討されるのではないかとということ

を考えております。

まずは、この広大な1,030平方キロに及ぶ郡上市をこれからもつないでいき、安全に守っていくために、本当に適正な議員定数はどうあるべきなのかということも議題になると思いますし、併せて今は議選監査委員というのを選任しておりますけれども、これは平成29年の地方自治法の改正によりまして、条例で議員のうちから監査委員を選任しないこともできるというようなことも出てきております。

また、郡上市議会基本条例もつくっております、その中では行政評価の在り方とか、あるいは政務活動費の活用についての方向も検討することになっておりますが、そういうことも年数がたってきましたので、併せて含めて検討もしていこうかなということが想定されるのではないかなというふうに思います。

また、いろいろ議会の構成も変わりましたので、やはりそれぞれの市民の方の代表でございますので、こんなことを議会で考えたらどうかというようなことも出てくるとは思いますが、それは今回設置します特別委員会の中でテーマも見つけて議論していただけるのではないかなということも思っております、ぜひとも今回も8人体制ということで、ここ二、三回は8人から9人体制で特別委員会をつくっておりますが、約8人体制ということで、この特別委員会を構成しながらやっていたらというようなことから、今回議運でも協議しましたし、また全協でも全議員の皆さん方にも周知をする中で、何とかこの6月定例会で設置をし、今後2年間かけていろんな申し上げましたことについて検討していただきたいという思いでございますので、どうか皆さんの御支持をいただきたいと、設置について賛成をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、意は十分尽くせませんが、設置に対する説明ということで代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議発第9号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第9号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第9号は原案のとおり可とすることに決定

をいたしました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会につきましては、ただいま議決されましたとおり、調査等を付託の上、調査が終了するまでの間、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会に調査等を付託の上、調査が終了するまでの間、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議選任第6号について

○議長（森藤文男） 日程13、議選任第6号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議会改革特別委員会委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名をいたします。

議会改革特別委員会委員には、16番 原喜与美議員、13番 田中義久議員、11番 長岡文男議員、10番 本田教治議員、8番 池戸郁夫議員、7番 池田源則議員、6番 蓑島正人議員、3番 有井弥生議員、以上の8名を指名いたします。

ただいま指名いたしましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、郡上市議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において議会改革特別委員会の委員長、副委員長の互選を行うため、暫時休憩といたします。

（午前10時27分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時42分）

○議長（森藤文男） 議会改革特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告をいたします。

議会改革特別委員会委員長は田中義久議員、副委員長は有井弥生議員、以上のとおりであります。よろしく願いをいたします。

◎議発第10号について（採決）

○議長（森藤文男） 日程14、議発第10号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

産業建設常任委員会委員長及び文教民生常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

◎議発第11号について（採決）

○議長（森藤文男） 日程15、議発第11号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により、お手元に配付のとおり申出がありました。

お諮りをいたします。申出のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎議報告第7号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程16、議報告第7号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、産業建設常任委員会委員長及び濃飛横断道整備促進特別委員会委員長から、別紙の写しのとおり提出をされ承認いたしましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、市長から御挨拶をいただきます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 令和6年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る6月10日の開会以来、本日28日に至るまでの19日間におきまして、慎重かつ御熱心な御審議をいただきましたこと、誠にありがとうございました。条例の制定や補正予算等をはじめ、諸議題につきまして御議決をいただきましたことを感謝申し上げます。

また、一般質問や委員会の審議等におきまして頂戴いたしました貴重な御意見、御指摘等は、こ

れからの市政運営に反映させていく所存でございます。

この郡上市議会を通じまして、執行部といたしましては、合併10周年の折に夢論文に書かせていただきました総務省が郡上市に烙印を突きつけた消滅可能性のある都市、その一つに指定されたことにつきまして、何としても若い世代に対してこれをはね返して渡していきたいと思っています。若い世代が帰ってこれる、そういう郡上市にすること、そしてその世代がしっかりと産業、経済を支えてくださり、そして御年配の方を支えてもらえる郡上市になっていけるよう、常に各種の政策がその方向へつながるかどうかということが一番大切なことだということにおいて、これからの市政にあたっていきたいと思っておりますので、議会の皆様の御理解、また厳しい御指摘等もこれからよろしくお願いいたします。

結びに、議員の皆様方におかれましては暑さ厳しい折、健康には十分御留意いただきまして、これからますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

令和6年6月28日、郡上市長 山川弘保。

◎議長挨拶

○議長（森藤文男） どうもありがとうございました。

それでは、令和6年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月10日から19日間にわたりまして条例の改正、また補正予算など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

また、議会におきましては、議会議員自らが取り組んでいくために議会改革特別委員会も設置をしていただきました。これもひとえに議員各位の御協力によるたまものだというふうにして深く感謝を申し上げます。

また、山川市長をはじめ執行部の皆さんには、本会議中真摯な態度をもって対応していただきましたことには、これまた厚く御礼を申し上げます。

先ほど山川市長も申しされましたが、一般質問を通じていろんな課題を問題提起させていただきましたので、十分御配慮の上、その市政に反映することを深く望みます。

今回は、4月の臨時会を経て6月の定例会ということで、一般質問も含めた本格的な会議になったというふうにして思います。新人議員の方も4名の方が一般質問をしていただきました。調査研究がよくなされて、非常に私はいい質問だったというふうにして思います。

また、山川市長におかれましても真摯に、誠実に、丁寧に御答弁をいただきました。また、今回部長として初めて臨まれました粥川商工観光部長、遠藤環境水道部長、三輪建設部長、成瀬偕楽園長におかれましては初めての一般質問での答弁ということで非常に緊張もされたのかなと思います。

が、今後ますますの御期待を申し上げます。非常に6月定例会は有意義な、これからの新しい新生山川市長、また新生郡上市議会としての船出ではありましたが、一部議員による不適切な行動、またルールを少し遵守できない一般質問等もありました。これは、私はこの議会の長であります。そういった責任も私にはあるのではないかというふうにして考えます。そういったことに関しては、山川市長をはじめ職員の皆さん、また議員の皆様には大変申し訳なく思います。本当に申し訳ないというふうにしておわびを申し上げます。

しかしながら、私は今回新人議員の方によく調査、研究している質問で、非常によかったというふうな評価をさせていただきました。この中で、ある若い新人議員が、今回の一般質問を通じて、この発言の影響力の大きさ、また自分の言っている発言にはきっちり責任を持たないといけないというふうにして、改めて議員としての役割の負託されている市民の方々の思いというのが重いというふうにして私に報告をしてくださいました。

私は、4月16日の臨時会において議長という大役を仰せつかりました。私はその就任のときに、新人議員のこの9名の方と現職の9名の議員で、私は融合して本当に新しい活性を起こして、この新生郡上市議会のスタートが切れるというふうにして思っておりました。そういった一若い新人議員の言葉には、私は少し救われたような気はいたします。

6月議会はこれで終了いたしますが、これから9月議会に向けて、これがまたスタートであります。6月議会の反省を踏まえ、この2か月間、9月の議会に向けて、また調査、研究、議員としての自覚を持ってしっかりと取り組んでいただきたい、そういうふうに思います。

これから暑い夏が始まります。皆様方にはおかれましては、健康には十分留意をされて9月の定例会に臨んでいただきたい、そういうふうにして思います。どうぞ皆様方、健康に留意されまして臨んでいただくことを申し上げまして、意を尽くしますが、閉会に当たり私からの挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年第3回郡上市議会定例会を閉会いたします。大変皆様お疲れさまでした。

（午前10時53分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

郡上市議会議員 原 喜与美